

## 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案参照条文

### ○ 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（抄）

（権限）

#### 第十六条（略）

- 一 第二十五条第四項前段の再生支援をするかどうかの決定（同項後段の規定により再生支援決定と併せて行う選定及び決定を含む。）
- 二 第二十八条第一項の債権買取り等をするかどうかの決定
- 三 第三十条第一項の買取申込み等期間の延長の決定
- 四 第三十一条第一項の出資決定
- 五 第三十二条の二第三項前段の特定支援をするかどうかの決定（同項後段の規定により特定支援決定と併せて行う選定及び決定を含む。）
- 六 第三十二条の五第一項の特定債権買取りをするかどうかの決定
- 七 第三十二条の七第一項の買取申込み等期間の延長の決定
- 八・九（略）
- 十 第三十四条の二第二項又は第三十五条第一項の確認の決定
- 十一 前各号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定
- 2 委員会は、前項第一号から第四号まで、第九号又は第十号に掲げる決定（第二十五条第一項第一号の規定により認定を受けた事業者に係るものに限る。）について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

（業務の範囲）

第二十二条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 再生支援対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り又は再生支援対象事業者に対して金融機関等が有する貸付債権等（貸付債権その他これに準ずる債権として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の信託の引受け（以下「債権買取り等」という。）
- 二 再生支援対象事業者に対する次に掲げる業務
  - イ 資金の貸付け（社債の引受けを含む。）
  - ロ 金融機関等からの資金の借入れに係る債務の保証
- ハ（略）

二 事業の再生に関する専門家の派遣  
ホ 事業活動に関する必要な助言

三 特定支援対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り（以下「特定債権買取り」という。）  
四（七）（略）

八 単独で又は民間事業者と共同して、特定組合の無限責任組合員となる株式会社設立の発起人となり、及び設立のための出資を行い、並びに当該株式会社の経営管理を行うこと（以下「特定経営管理」という。）。

九（略）  
十 出資に係る株式又は持分の譲渡その他の処分

十一 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査として行う法律事務  
十二 前各号に掲げる業務に付帯する業務

十三 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務  
2・3（略）

（銀行法等の規定の適用）

第二十三条 機構が前条第一項各号に掲げる業務を行う場合には、機構を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行とみなして、同法第十三条の二及び第二十三条の規定を適用する。この場合において、同法第十三条の二中「内閣府令」とあるのは「内閣府令・総務省令・財務省令・経済産業省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣」とする。

2・3（略）

第二十四条 主務大臣は、機構が、第二十二条第一項第一号及び第二号に掲げる業務（これらの業務に関連する同項第九号から第十三号までに掲げる業務を含む。）の実施による事業の再生の支援（以下「再生支援」という。）並びに同項第三号に掲げる業務（当該業務に関連する同項第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる業務を含む。）の実施による地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するために必要な債務の整理の支援（以下「特定支援」という。）をすることがどうかを決定するに当たって従うべき基準並びに次に掲げる業務を行うかどうかを決定するに当たって従うべき基準（以下「支援基準」と総称する。）を定めるものとする。

一 債権買取り等

二 特定債権買取り

三・四（略）

五 特定専門家派遣

六 特定組合出資

## 七 特定経営管理

### 2 (略)

3 主務大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

### (再生支援決定)

第二十五条 過大な債務を負っている事業者であつて、債権者その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの（次に掲げる法人を除く。）は、機構に対し、再生支援の申込みをすることができる。

一 資本金の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数を勘案して大規模な事業者として政令で定める事業者（再生支援による事業の再生が図られなければ、当該事業者の業務のみならず地域における総合的な経済活動に著しい障害が生じ、地域経済の再建、地域の信用秩序の維持又は雇用の状況に甚大な影響を及ぼすおそれがあると主務大臣が認めるものを除く。）

二 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社

三 前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人（国又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することができないものとして政令で定める法人を除く。）

四 前二号に掲げるもののほか、その役員に占める公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第三条第二項に規定する派遣職員又は同法第十条第二項に規定する退職派遣者の割合が政令で定める割合を超えている法人その他国又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして政令で定める法人

### 2・3 (略)

4 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、再生支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者（前項に規定する中小企業者が申込みをした場合にあつては、当該申込みをした中小企業者及び当該書面を交付した独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関）に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定（以下「再生支援決定」という。）を行ったときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、再生支援対象事業者の事業の再生のために当該関係金融機関等が同項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額（第二十八条第二項、第三十条第一項、第三十一条第一項及び第三十二条第一項第三号において「必要債権額」という。）及び次条第一項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第二十七条第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。

### 5 (略)

### (特定支援決定)

第三十二条の二 過大な債務を負っている事業者（第二十五条第一項第一号の政令で定める事業者及び同項第二号から第四号までに掲げる法人並びに再生支援対象事業者を除く。）の代表者その他これに準ずる者として主務省令で定めるもの（当該事業者の債務の保証をしている者に限る。以下「代表者等」という。）であつて、当該保証に係る債権を有する金融機関等と協力して新たな事業の創出その他の地域経済の活性

化に資する事業活動の実施に寄与するために必要な当該事業者及びその代表者等の債務（代表者等の債務にあつては、当該事業者の債務の保証に係るものに限る。次項において同じ。）の整理を行おうとするものは、機構に対し、当該事業者及び当該金融機関等と連名で、特定支援の申込みをすることができる。

2 (略)

3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした代表者等、事業者及び金融機関等に通知しなければならない。この場合において、機構は、特定支援をする旨の決定（以下「特定支援決定」という。）を行ったときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、特定支援対象事業者及びその代表者等の債務（代表者等の債務にあつては、当該特定支援対象事業者の債務の保証に係るものに限る。同項、第三十二条の四第一項、第六十五条及び第六十六条において同じ。）の整理のために当該関係金融機関等が次条第一項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額（第三十二条の五第二項、第三十二条の七第一項及び第三十二条の八第一項第三号において「必要債権額」という。）及び次条第一項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第三十二条の四第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。

4 5 7 (略)

(特定組合出資決定等)

第三十二条の十二 (略)

2 (略)

3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定組合出資をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした特定組合の無限責任組合員に通知しなければならない。

4 5 (略)

(特定経営管理決定等)

第三十二条の十三 機構は、特定経営管理をしようとするときは、あらかじめ、支援基準に従つて、特定経営管理をする旨の決定（以下「特定経営管理決定」という。）を行わなければならない。

2 機構は、特定経営管理決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

3 4 (略)

(資料の交付又は閲覧)

第三十八条 機構は、その業務を行うために必要があるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める者の業務又は財産の状況に関する資料の提出を求めることができる。

一 再生支援の申込みをした事業者又は当該事業者に対して債権を有する金融機関等 当該事業者

- 二 再生支援対象事業者又は第二十六条第一項に規定する関係金融機関等 再生支援対象事業者
- 三 特定支援の申込みをした事業者又は当該事業者に対して債権を有する金融機関等 当該事業者
- 四 特定支援対象事業者又は第三十二条の三第一項に規定する関係金融機関等 特定支援対象事業者
- 五 八 (略)
- 九 特定組合出資の申込みをした特定組合の無限責任組合員 当該申込みに係る特定組合
- 十 対象特定組合の無限責任組合員 対象特定組合
- 二 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを機構に提出しなければならない。
- 三 国、地方公共団体又は日本銀行は、機構がその業務を行うために特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

(主務大臣)

第五十八条 (略)

- 二 第四十六条第一項に規定する主務大臣の権限は、前項ただし書の規定にかかわらず、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。
- 三 この法律における主務省令は、内閣府令・総務省令・財務省令・経済産業省令とする。